解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年十月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

長崎県長崎市出島町一二番二三号

医療法人医新会

清算人　鶴﨑　義行

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

群馬県前橋市昭和町二丁目一一番一五号

財団法人まほろば福祉協会

代表清算人　平井　正則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年十一月二十七日富山県知事の認証により任意解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

富山県砺波市高波三四三番地

宗教法人感應寺

清算人　沢崎　亮栄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市阿波一四五五番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　榮信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

茨城県桜川市西桜川三丁目三六番地宮ハイツ二号室

相続財産管理人　司法書士　奥村　洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市日吉町三丁目一三番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　井上　昌活

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

群馬県前橋市石倉町五丁目九番一六号榛名ビル二階

相続財産管理人　弁護士　上野　猛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市宿連寺四四二番地一五、最後の住所千葉県柏市宿連寺四四二番地の一五　被相続人　亡　河合　拓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

事務所千葉県柏市柏六―一―一　流鉄柏ビル七階　北千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　日髙　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都千代田区飯田橋四丁目一番地七、最後の住所東京都千代田区飯田橋四丁目一番五号　被相続人　亡　北村　次朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

事務所東京都港区東新橋一丁目一番一一号今朝ビル九階辻誠法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　香代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市上大浦七一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　桐生　正富

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

新潟県三条市西本成寺一丁目一四番五四号

相続財産管理人　長谷川　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市戸出町三丁目四〇七番地、最後の住所富山県高岡市東上関三〇六番地二信開ドムス駅南三〇五号室　被相続人　亡　大澤　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

富山県高岡市中川上町九番六号

相続財産管理人　延野　俊浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市京阪北本通三八番地、最後の住所大阪府寝屋川市萱島東三丁目二五番一六号　被相続人　亡　河口　公俊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

兵庫県たつの市龍野町富永一〇〇五番八二階　相続財産管理人　荻野　正和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加古川市東神吉町砂部一二五番地八、最後の住所兵庫県加古川市東神吉町砂部三三番地の一五　被相続人　亡　伊藤　秀隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

長崎県佐世保市吉井町吉元四五番地四

相続財産管理人　西山　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市西大久保町八八番地、最後の住所長崎県佐世保市西大久保町四番一〇号　被相続人　亡　大賀　末徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

大阪市北区西天満三丁目一四番一六号　西天満パークビル三号館三階

相続財産管理人　弁護士　藪下　富紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市下豊岡町一二五番地三三番地の一五　被相続人　亡　伊藤　秀隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月十八日

群馬県高崎市下豊岡町一二五番地三三番地の一五

相続財産管理人　弁護士　藪下　富紀

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 26 年 12 月 18 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平26不保711	アパマンクリニック株式会社	北海道知事石狩(2)7554	代表取締役甲斐敏一郎　北海道札幌市豊平区美園四条３―２―17	1000万円
平26不保712	大和地建工業	宮城県知事(10)2023	横田醇	宮城県仙台市宮城野区東仙台２―17―18 〃